

公共性・公共圏概念からの「地域共生社会」概念の検討

○岡崎 仁史（広島国際大学名誉教授） 広島県社会福祉士会（会員番号 522）

I. 研究目的

2000年以降の自治体は各種社会福祉計画によって運営管理する市町村地域福祉として包括ケアを進めてきたが、社会的孤立や自然災害への対応では自治体だけでは対応しきれず、各種専門職・住民の自治活動との協働体制が求められ、包括的支援と地域支援を総合的に推進する「地域共生社会」論（厚生労働省2019）に行き着いている。本稿の研究目的は、その概念を公共性・公共圏研究の成果から検討することにある。

II. 研究方法

研究方法は、公共性・公共圏概念、「地域共生社会」論を検討するので、文献研究を用いる。

III. 倫理的配慮

本稿は、関係概念を対象にして検討するので、個人情報や事業所情報の侵害の危険性はないが、公益社団法人日本社会福祉士会研究倫理ガイドラインにそって研究する。

IV. 結果

日本の社会科学の領域では、公共性・公共圏の研究は、1990年代の助走に続いて、2000年以降膨大な研究がなされているが、本稿では筆者が検討した概ね1990年代の研究を概観する。

1 「公共性（public, oeffentlichkeit）」の仮定義

筆者は、公共性の仮定義として次の4に述べる右田（1993）を使用する。

2 国の公共性：大阪空港訴訟（1981年）等にて「私権に対する公権力の優位性」を主張した。

3 非排他性等の性質を持つ「共同社会条件」「共同利用」（財）

経済学の宮本（1989）は、公共性とは、公権力の優位性や特定の階級・階層の利益になるのではなく、消防、医療等のようにすべての住民が使用できる、非排除性等の性質を持つ「共同社会条件」「共同利用」（財）とした。

4 私的利害関係、生活課題の共同調整行為

(1)右田（1993）は、公共性とは「私的利害関係や個人の生活課題に対して、住民が制度・施策の創設や、住民の主体的自治活動によって行う共同調整行為そのものである」と、また、1990年代以降の地域福祉は自治体と住民の協働の「自治型地域福祉」の時代に入るとした。

(2)政治学の寄本勝美（2001）は、「公共とは、イコール官、即ち行政ではない。公共（public）は官のみならず、民、即ち市民や民間企業によっても築かれ、支えられるべきものである。」「公共には、官（行政）が担う公共と、民が担う公共とがある。それは自治体単位において、ガバナメントではなくローカル・ガバナンスに注目する必要がある」としている。

5 社会的に対応すべきニーズ（必要性）、社会的共同調整の基準、社会協約可能な価値

(1)行政学の大森（1999）は、公共性とは地域住民が共通の諸問題のうち私人の努力を超える問題を自治体が行うか、民間の努力で行う行為とし、行政需要とは行政において住民要求を選別・加工して、自治体が対処する必要があると公的な認定・正統性を与えられた課題をいう。

(2)福祉政策学の三浦文夫（1995）は、社会的共同調整の基準について、社会的ニードとは「ある種の状態が、ある種の目標なり何らかの基準から見て乖離状態にあり、そしてその状態の回復、改善等を行う必要があると社会的に認められたもの」とした。

(3)政治学の斎藤（2001）は、法的権利のニーズおよび、法的権利にならないし、またすべきでないニーズの存在を重視し、それを区分する基準は社会協約可能な価値としている。社会協約

可能な価値は、法的権利としては「自由、機会、所得と富、自尊の基礎」であり、法的権利にできないものは公共圏における「友情、愛情、帰属感、尊厳、尊敬」としている。

(4)法学の小林直樹は、社会協約の価値として人権（生命権、健康権、文化権）、室井力は人権・民主・平和としている（日本公法学会 1992）。

6 公共圏、市民的公共圏の開発・定立

ハーバーマス（2000）の言説は次の通りである。「公的」概念は 18～19 世紀のヨーロッパの社会変動において、①国家機関、公権力の独占状態が壊れ、②誰でも、③公論・世論の担い手である公衆という意味にまで拡大した。更に、国家と個人の間には企業領域、市民的公共圏が成立し、個人が関係する「空間領域」には、①私的領域、②行政領域、③企業領域、④市民的公共圏があるとし、公共圏とは市民社会・地域社会を指し、可視的には住民が自分たちの価値基準に基づいて議論し自主活動する場である。ボランティア組織、当事者組織、小地域住民組織。

7 「地域共生社会」論

厚生労働省（2019）「地域共生社会推進検討委員会最終報告」は、今後の社会福祉のあり方について、制度運用・管理に留まらず、介護保険事業計画等各種の社会福祉計画の延長上の「地域共生社会」構築のために、包括的支援と地域支援の総合的に推進を提案している。その内容は、地域社会における①専門職の伴走型支援（断らない福祉相談支援）、②本人の参加支援、③地域づくり支援であるとしている。

V. 考察

1 IVで述べた公共性は、①私的領域、②行政の領域、③企業の領域、④市民的公共圏（「公共圏」）との関係の中で、上述のIV 1～6 をくぐって生活課題の協同調整、ニーズ充足、社会統合が自主活動、制度化の形で行われており、公私関係は平板な「官民協働」の関係ではなく、住民は自治を手放さず持ち続け、批判的協力関係にあって「公共を作る公私関係」である。

2 「地域共生社会」論では、社会福祉援助技術と「公共を作る公私関係」が不明である。社会福祉援助技術では、包括的支援と地域支援を総合的に推進するためには、個別支援・地域支援・政策支援というジェネラリスト・ソーシャルワーク技術が必要である。また、「公共を作る公私関係」では、エンパワメントとストレングスの視点をもって、住民自治、何らかのコミュニティに所属した本人の自助支援、自治体の社会福祉計画の推進が必要である。

VI. 結論

以上のことから、「地域共生社会」論には、公共性・公共圏を踏まえた「公共を作る公私関係」の共通認識およびジェネラリスト・ソーシャルワーク技術が必要である。

（補遺）本稿は、岡崎仁史（2002）「博士学位論文（大阪府立大学）地域福祉の開発・先導機能についての実証的考察－新しい公共性・公共圏創造に向けて」の一部を大幅に修正したものである。

引用・参考文献：ハーバーマス、J.（Jürgen Habermas）（細谷貞雄訳）（1994＝2000）「第 2 版 公共性の構造転換－市民社会の一カテゴリーについての探求」未来社。宮本憲一（1989）「公共性の政治経済学」自治体研究所。日本公法学会（1992）「公法研究第 54 号 公法における公共性」有斐閣。大森彌（1999）「自治体行政学入門」良書普及会。斎藤純一（2001）「公共性」岩波書店。右田紀久恵（1993）「自治型地域福祉の展開」法律文化社。寄本勝美（2001）「公共を支える民 市民主権の地方自治」コモンズ。厚生労働省（2019）「地域共生社会推進検討委員会最終報告」<https://www.mhlw.go.jp/content/12602000/000581294.pdf> 2020. 2. 10